

58 便宜供与・チェックオフ

1 便宜供与（経費援助）について

便宜供与とは、他人のために物や利益を提供したりして特別なはからいをするをいい、労働組合が、使用者から「団体の運営のための経費援助を受けること」は原則として禁止されているが、**労働組合法第2条第2項第2号但書**において、①労働者が労働時間中に賃金を失うことなく使用者と協議し、または交渉することを使用者が認めること、②使用者が厚生資金または福利資金として労働組合に寄付をすること、③使用者が最小限の広さの事務所の供与をすること、の3点については禁止の対象外としている。

したがって、上記以外の経費支出は原則的に禁止されるが、わが国特有の企業別組合の存立の確保や円滑な組合活動の保障という観点から、社会的に相当な援助と認められている経費援助として、組合役員の在籍専従制度や組合費のチェックオフなどがある。

2 組合員の在籍専従制度

組合役員の在籍専従制度とは、社員・従業員の地位を保持したまま、一定の期間労働義務を免除し、組合役員の業務に専念することをいう。わが国の労使関係においては、労働協約で定めているところが多いが、労使慣行で行われているところもある。

3 チェックオフ制度

チェックオフは、使用者が組合員である労働者の賃金から組合費を控除し、一括して労働組合に引き渡すことをいう。チェックオフを実施するためには、事業場の過半数を占める労働組合の代表者と使用者との間に賃金を控除する旨の協定を締結する必要がある。**【労働基準法第24条但書】**チェックオフは便宜供与の一形態であるが、締結されたチェックオフ協定を一方的に中止、あるいは労働組合の財政基盤を弱体化させるような中止の仕方をした場合には、不当労働行為と判断される可能性がある。

4 就業時間内の労働組合活動について

就業時間内にどの程度の労働組合活動ができるかについては、当該事業場において締結されている労働協約や、当該事業場における労使間の慣行によって決まる。実際には、労働組合の大会や執行委員会、上部団体の大会等への出席などを許容する旨の規定が多く見られる。

5 円滑な労使関係の構築に向けて

以上により、時間内組合活動（団体交渉、労使交渉は除く）に対する賃金保障、専従職員に対する経費援助は、原則として許されないと考えられる。また、組合事務所の貸与については、労働組合法上経費援助禁止の対象外とされているが、使用者は必ずこれを認めなければならないという訳ではなく、企業のスペースに余裕がないか等を含め、労使双方が合意に至ることができるよう、真摯な話し合いが行われることが望まれる。

6 参考判例

労働組合による企業の物的施設の利用は、本来、団体交渉等による合意に基づいて行われるべきものであり、使用者は、労働組合に対し、当然に企業施設の一部を組合事務所として貸与すべき義務を負うものではなく、貸与するかどうかは原則として使用者の自由に任されているといえるとしたもの。**【日産自動車事件 最二小判 昭62.5.8.】**

使用者によるチェックオフ等の便宜供与の廃止について、「便宜供与が慣行として定着している場合においては、会社に便宜供与の廃止を必要とする合理的な理由が存在し、かつ、廃止にあたっては、労働組合の了解を得るとか、了解が無理な場合には労働組合側に不測の混乱を生じさせないように準備のための適当な猶予期間を与えるなど相当な配慮をする必要があり、このような配慮をすることなく、組合活動に対する報復目的、対抗手段としてされた便宜供与廃止措置は違法と解するのが相当である。」としたもの。【太陽自動車ほか事件 東京地判 平 17. 8. 29.】